

# 序章 鎌倉らしい都市景観形成をめざして

## 1. 鎌倉らしさと都市景観の形成

鎌倉は、わが国を代表する歴史的・文化都市のひとつであり、多くの歴史的遺産と豊かな緑が融合して、風格ある古都の景観を醸し出しています。その歴史的環境と自然環境は、市民はもとより、訪れる人々の評価を通して広く知られています。

鎌倉のまちには、このような歴史的環境や自然環境と共生するための、商いの仕方や住まい方、いわゆる「作法」や「流儀」といった暗黙の秩序が存在し、これまで永い年月をかけて「鎌倉らしさ」を創造してきました。

しかし、いつの時代からかこの秩序が伝承されなくなり、まち並みからも読み取ることができなくなっただよいます。また、「鎌倉らしさ」が失われつつあるとの声も耳にします。

時代の流れと共に市民の描く「鎌倉らしさ」も変化していくことと思いますが、鎌倉時代より受け継がれてきた「作法」や「流儀」は、これからは鎌倉らしさの原点となるべきものであり、時代を重ねた都市景観は、鎌倉という都市の風格を誇りに思う市民をはじめとした多くの人々の努力によって、さらに後世に受け継いでいかなければなりません。

平成16年の景観法<sup>#</sup>制定を契機に、この鎌倉のまちに古くから伝わる「作法」や「流儀」をもう一度見直し、先人達が永年にわたり豊かな自然環境の中で守り、育て、作りあげてきた鎌倉らしい都市景観を、より魅力的で快適なものへと高めていくことが必要だと考えています。

このため、景観法の活用はもちろん、市民・NPO・事業者・行政が景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割と責任をもって、積極的に景観形成に取り組んでいくための体制を整えていきたいと考えています。

## 2. 計画の目的と性格

### 1) 目的

この鎌倉市景観計画は、鎌倉市がこれまで実践してきた景観行政を基礎に、市民の皆様からの多くのご意見・ご要望を踏まえ、鎌倉らしい都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び基準、実現化方策等を明らかにし、市民・NPO・事業者・行政の協働による良好な都市景観の形成を実現することを目的とします。

### 2) 計画の位置づけ・役割

この計画は、景観法に基づく法定計画で、景観法を活用するための必須事項として策定するものです。また、第3次総合計画（平成8年度～平成37年度）に即し、都市マスタープラン<sup>#</sup>、緑の基本計画に適合し、市民憲章にうたわれる鎌倉の風格を保ち高度の文化を創造するまちの実現のために必要な都市景観の形成に関する総合的な方策を示したものとして位置づけるものです。

この計画は、次の2点を主眼として策定しており、今後の市民ニーズや社会・経済状況の変化を踏まえ、運用を通じて内容を充実させていく、成長型の計画として運用していくものです。

これまで都市景観条例により取り組んできた様々な景観施策に法的根拠を持たせる。

景観施策をひとつの計画書としてまとめた、いわば鎌倉市の景観行政の集大成といった性格を持たせる

なお、都市景観の形成を推進していくには、この景観計画や景観法だけでは不可能です。このため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律や都市マスタープラン、緑の基本計画などの行政計画と連携を図り、市民・NPO・事業者の方々の参画と協力を得て、総合的な施策推進に取り組みます。

図 景観計画の位置づけ・役割

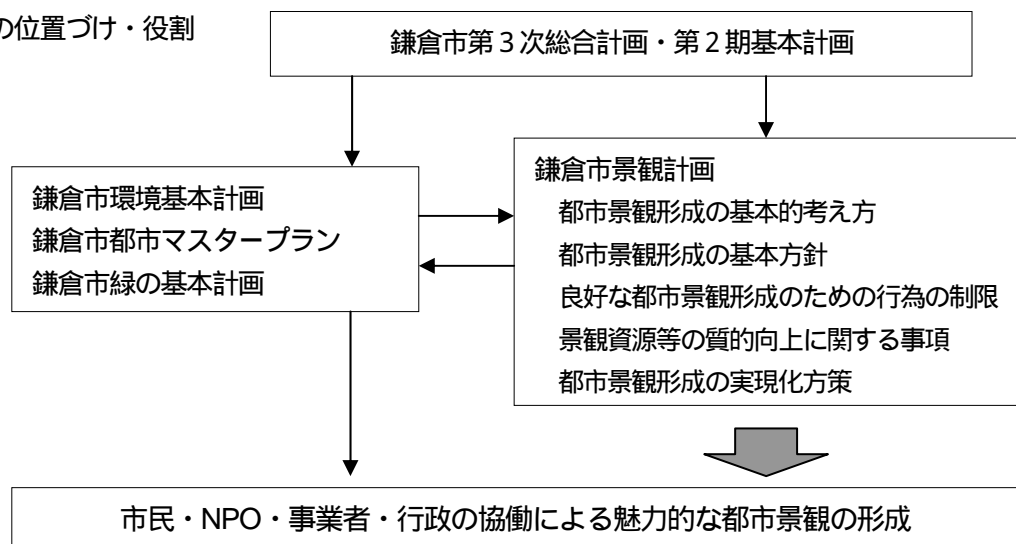
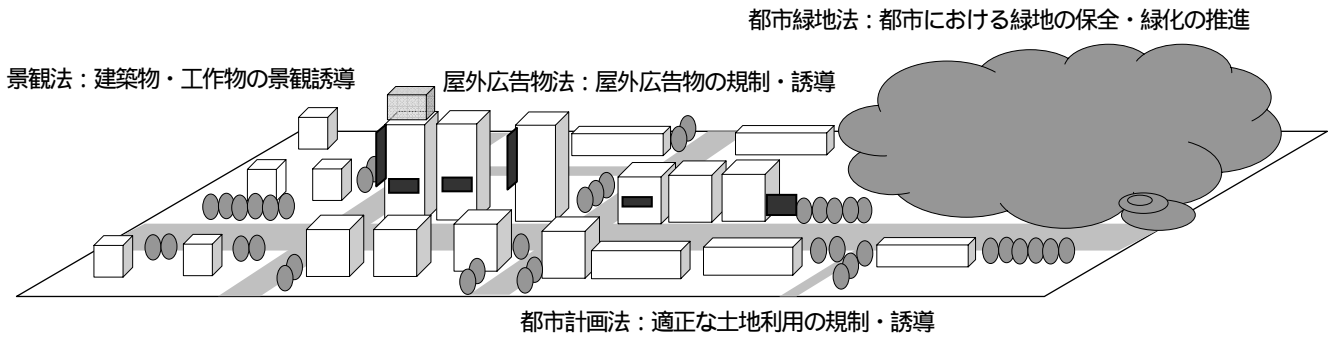


図 総合的な施策推進のイメージ



### 3) 計画の期間

この計画は、概ね10年間(2016年)を目標期間として設定します。

## 3. 景観計画の区域

本市の景観行政は、古都保存法や風致地区条例とともに平成6年に策定した鎌倉市都市景観形成基本計画と平成7年に制定した鎌倉市都市景観条例により、全市域を対象に良好な都市景観の形成に取り組んできました。また、地区の個性を活かした「景観形成地区<sup>#</sup>」の指定や、「景観重要建築物等」の指定、さらには「かまくら景観百選<sup>#</sup>」を選定するなど、全市に点在する景観資源の保全・活用にも取り組んできました。

今後も、このような全市的な取り組みを継承し、さらに積極的に都市景観の形成を推進することで、鎌倉らしい都市景観の実現をめざすことから、景観計画の区域は鎌倉市域全域(但し、地先公有水面を含む)とします。

図 景観計画の区域

